

新設分割にかかる事前備置書類

(会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

2024 年 6 月 28 日

リンカーズ株式会社

2024年6月28日

新設分割にかかる事前開示事項

東京都文京区後楽二丁目3番21号
リンカーズ株式会社
代表取締役社長 前田 佳宏

リンカーズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、2024年6月13日付新設分割計画書に基づき、2024年8月1日をもって、当社のリサーチ事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社リンカーズOI研究所（以下「新会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本分割」といいます。）を行うことにいたしました。

当社が、本分割に関して会社法第803条及び会社法施行規則第205条の定めるところにより開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容（会社法第803条第1項第2号）

2024年6月13日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

2. 会社法第763条第1項第6号から第9号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項 （会社法施行規則第205条第1号イ、会社法第763条第1項第6号）

（1）交付する株式数の相当性に関する事項

新会社は、本分割に際し普通株式200株を発行し、その全てを当社に割当交付します。当社に交付される新会社の株式の数につきましては、単独新設分割として当社が新会社の発行する全ての株式を取得するため、これを任意に定めることができると考えられるところ、新会社の効率的な管理等を考慮して、上記の株式数が相当であると判断しております。

（2）資本金及び準備金の額に関する事項

新会社の資本金及び準備金の額につきましては、新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第6条に記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 新設分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 205 条第 3号）
該当事項はありません。
4. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会計財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 205 条第 6 号イ）
該当事項はありません。
5. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び新会社の債務（当社が新設分割により新会社に承継させるものに限る。）の履行見込みに関する事項（会社法施行規則第 205 条第 7 号）
 - (1) 当社の債務の履行の見込みについて
本分割の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。
以上より、本分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。
 - (2) 新会社の債務の履行の見込みについて
本分割の効力発生後における新会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本分割の効力発生日以後において、新会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。
以上より、本分割の効力発生日以後における新会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。
6. 新設分割計画備置開始日以後新設分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第 205 条第 8 号）
変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以上

新設分割計画書

リンカーズ株式会社（以下「当社」という。）は、新たに設立する株式会社リンカーズOI研究所（以下「新設会社」という。）に対し、当社の営むリサーチ事業（以下「本件対象事業」という。）に関する権利義務を承継させる新設分割を行うことにつき、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（新設分割）

当社は、本計画の定めに従い、本件対象事業に関して当社が有する第4条に定める資産、債務、契約その他の権利義務を新設会社に承継させる新設分割を行う（以下「本件新設分割」という。）。

第2条（新設会社の定款記載事項）

- 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数並びにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙A「定款」に記載のとおりとする。
- 新設会社の設立時本店所在場所は、東京都文京区後楽二丁目3番21号とする。

第3条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、以下のとおりとする。

（1）設立時取締役

國井 宇雄、前田 佳宏、松下 晴香

（2）設立時監査役

梅川 栄吉

第4条（承継する資産、負債、契約その他の権利義務）

- 当社は、2024年4月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第7条に定める効力発生日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、負債、契約その他の権利義務（その詳細は別紙B「承継対象権利義務明細表」に定める）を、効力発生日において新設会社に移転し、新設会社はこれを承継する。
- 当社から新設会社に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法によるものとし、本件新設分割後、当社は承継する債務について新設会社と連帯して責任を負うものとする。

第5条（本件新設分割に際して交付する新設会社の株式の数）

新設会社は、本件新設分割に際して、普通株式200株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務

の対価として当社に割り当て交付する。

第6条（新設会社の資本金及び準備金に関する事項）

新設会社の設立の際における資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

（1）資本金の額 金100,000,000円

（2）資本準備金の額

新設会社が承継する資産の価額から新設会社が承継する負債の額及び上記記載の
資本金の額を控除した額

第7条（新設会社の成立の日）

新設会社の設立の登記をすべき日（以下「効力発生日」という。）は2024年8月1日とする。但し、当社は本件新設分割における手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、効力発生日を変更することができる。

第8条（株主総会の承認）

当社は、会社法第805条の規定に基づき、会社法第804条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本件新設分割を行う。

第9条（競業避止義務）

当社は、新設会社が承継する本件対象事業について競業避止義務を負わず、効力発生日以降においても、本件対象事業と競業する事業を行うことができるものとする。

第10条（本計画の変更及び中止）

当社は、本計画作成日から効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、当社の財務状況又は経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、又は本件新設分割を中止することができるものとする。

第11条（本計画に定めのない事項）

本計画に定める事項の他、本件新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、当社がこれを決定する。

2024年6月13日

東京都文京区後楽二丁目3番21号
リンカーズ株式会社
代表取締役 前田 佳宏

定 款

株式会社リンカーズOI研究所

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社リンカーズOI研究所と称し、英文では、Linkers OI Lab Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 科学、技術、産業分析のための各種情報提供サービス
- 2 科学、技術、産業分析に関するシステムの研究・開発・販売・保守
- 3 研究開発を支援するための調査・分析・企画・設計・研究の受託、及びコンサルティング業務
- 4 インターネットなどのネットワークを利用した各種情報収集・加工・提供サービス
- 5 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都文京区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、官報に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主又は取得者は、取締役会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売り渡し請求)

第 9 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(基準日)

第 10 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株式取扱規程)

- 第11条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

- 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後、3か月以内に招集する。
- 2 臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集手続)

- 第13条 株主総会を招集する場合、株主総会の日の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発する。
- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、議決権を行使することができる株主全員の同意がある場合、招集の手続きを経ずに開催できる。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長がこれを招集する。ただし、代表取締役社長に事故がある場合、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集する。
- 2 株主総会は、代表取締役社長が議長となる。ただし、代表取締役社長に事故がある場合、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

- 第16条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意した時は、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員として選任した取締役の任期は、退任した取締役又は他の現任取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役社長1名を選定する。

- 2 代表取締役社長は当社を代表し、当社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって取締役副社長、専務取締役、常務取締役その他の役付取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(員数)

第29条 当会社の監査役は3名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第35条 当会社は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、期末配当を行うことができる。

- 2 当社は取締役会の決議により、毎年1月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 未払配当金には利息をつけない。

第7章 附 則

(設立の方法)

第37条 当社の設立は、会社法第762条の新設分割の方法による。

以上

2024年8月1日

新設分割会社 東京都文京区後楽二丁目3番21号
リンカーズ株式会社
代表取締役 前田 佳宏

別紙 B

承継対象権利義務明細表

本件新設分割の効力発生日において、当社が新設会社に承継させる権利義務については、法令上または契約上承継できないものを除き、次に定めるとおりとする。これらの権利義務のうち資産及び負債の額については、2024年4月30日現在の貸借対照表を基礎とし、これに本件新設分割の効力発生日の前日の終了時までの増減を加除したうえで確定する。

1. 資産

効力発生日の前日の終了時において当社が所有又は保有している資産のうち、専ら本件対象事業に関連する以下の資産。

(1) 流動資産

現金預金、仕掛品（当該終了時において発生済みの売掛金等の金銭債権を除く）

(2) 固定資産

ソフトウェア（ソフトウェア仮勘定を含む）

2. 負債

効力発生日の前日の終了時において存在する当社の負債及び債務のうち、専ら本件対象事業に関連する負債（当該終了時において発生済みの未払金等の金銭債務を除く）。

3. 契約

(1) 本件対象事業に関連する契約上の地位及びこれらに基づいて発生した権利義務。

(2) 前号に関わらず、本件対象事業以外の当社の事業にも関連して締結された契約上の地位及びこれらに基づいて発生した権利義務は承継されない。

4. 雇用契約

効力発生日の前日の終了時において本件対象事業に従事する当社の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は新設会社に承継されない。当社は、効力発生日において本件対象事業に従事する当社の従業員を、当社に在籍させたまま新設会社に出向させ、以後、新設会社において本件対象事業に従事させる。

以上